

婚姻費用分担請求調停を申し立てる方へ

1 概要

別居中の夫婦の間で、生活費（婚姻費用）の分担について話し合いがまとまらない場合には、家庭裁判所に調停の申立てをして、婚姻費用の分担を求めることができます。また、一度決まった婚姻費用であってもその後事情の変更があった場合（収入が増減した場合や子どもが進学した場合など）には婚姻費用の額の変更を求める調停を申し立てることができます。

調停手続では、申立人（あなた）及び相手方からお話をお聴きし、書類を提出していただいたりして、双方の収入や子に必要な費用がどのくらいあるのかといった事情を把握し、婚姻費用の算定表（裁判所のウェブサイトなどに掲載されています。）を参考にしながら、双方の合意を目指して話し合いを進めます。

話し合いによる解決ができずに調停が終了（不成立）した場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

2 申立てに必要な書類及び手数料等

家庭裁判所には、次の書類などを提出してください。これらの書類については必ず申立人（あなた）用の控えをとり、調停期日に持参するようにしてください。

- 申立書 **裁判所用** 及び 申立書の写し **相手方用**
 - 収入印紙 1200円分を申立書 **裁判所用**の所定の欄に貼る（消印しない）
 - 郵便切手 596円分 を添付する。
【内訳：140円切手×1枚、84円切手×4枚、10円切手×12枚】
- 陳述書 及び 添付資料（裁判所用）
 - 陳述書コピー 及び 添付資料コピー（相手方用）
- 連絡先及び送達場所等の届出書
- 進行に関する照会回答書（申立人用）
- 夫婦の戸籍謄本（全部事項証明書）→ 3か月以内に発行されたもの
- 過去に婚姻費用について取り決めなどがある場合は・・・
 - 過去の審判書、調停調書、公正証書や念書等の写し、支払状況に関する書類の写し

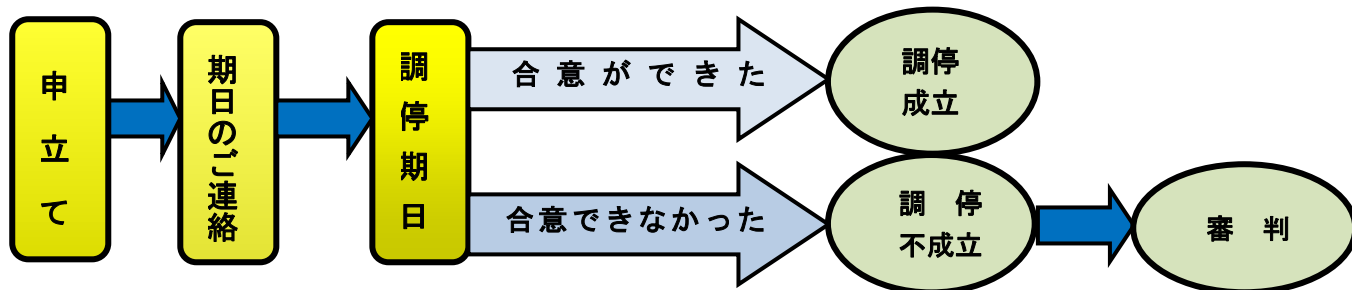
3 申立先

相手方の住所地を管轄する裁判所となります。

ただし、相手方との間で、調停を行う家庭裁判所を合意しており、申立書とともに管轄合意書を提出した場合には、その家庭裁判所でも調停を行うことができます。

4 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は、平日に行われ、1回あたりの時間はおおむね2時間程度です。調停では、それぞれの待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらい、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聴きしながら話し合いを進めていくことになります。



5 提出された書類の閲覧・謄写（見せたり、コピーさせたりすること）について

相手方から閲覧・謄写の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため、提出された書類について、相手方に見せたり、コピーさせたりするのは困るという申し出があっても閲覧・謄写される可能性があります。

また、調停が不成立となり、審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類については、調停手続では閲覧・謄写の申請が許可されなかった書類であっても、審判手続では、あらためて閲覧・謄写の申請があれば、原則として許可されますので、留意してください。

お問い合わせ先

秋田家庭裁判所

〒010-8504 秋田市山王七丁目1番1号

電話 018-803-6658（調停係）